

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共伸会の役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 すべての役員は、非常勤とする。役員等とは、下記の者を示す。

- (1) 理事及び監事
- (2) 委員会等の委員
- (3) その他理事長が必要と認めたもの

(報酬の総額)

第3条 役員等の職務執行の対価として、次に定める金額の範囲内で報酬を支給する。但し施設の職員が理事を兼務している者は、役員報酬の対象外とする。

- (1) 全理事の各年度の報酬総額は、年間 150万円以内とする。
- (2) 全監事の各年度の報酬総額は、年間 15万円以内とする。

(報酬の額及び報酬の支給基準)

第4条 役員等の報酬等の支給の基準については、別表Iのとおりとする。

(支給の手段)

第5条 支給の手段は、現金或いは銀行振り込みとする。振込期日は、職員の給与支給日と同一とする。

第6条 この規程に定めるものの他必要な事項は理事長がその都度定める。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

平成7年3月28日 一部改訂

平成9年2月3日 一部改訂

平成17年10月31日 一部改訂

平成29年4月1日 一部改訂

平成30年1月26日 全面改訂

令和5年3月22日 一部改正

令和5年6月15日施行

令和6年5月30日 一部改正

令和6年7月1日施行

別表 I

| 区 分 | 報酬額 | 支給時期 |
|------------|------------|-----------------|
| 理事長 | 月額 20,000円 | <u>職員の給与支給日</u> |
| 業務執行理事 | 月額 80,000円 | |
| 理 事 | 日額 5,000円 | 会議開催の都度 |
| 監 事 | 日額 5,000円 | 会議及び監査開催の都度 |
| 評議員選任・解任委員 | 日額 5,000円 | 会議開催の都度 |
| 苦情解決第三者委員 | 日額 5,000円 | 会議開催の都度 |

理事長は、月2回以上、業務執行理事は、週2回以上の出勤を原則とする。